筑 下 経 第 181 号
令 和 8 年 11 月 19 日

参加希望者　殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長　北村　達也
（ 公 印 省 略 ）

見　積　依　頼　書

1 業　務　名　　無人航空機購入　（オープンカウンター方式）
2 業 務 場 所　　福岡県久留米市安武町武島1063-2
3 業 務 期 間　　契約締結の翌日から令和9年3月15日まで
4 内　容　等　　別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

1 現 場 説 明　　実施しません。

2 見積参加要件　　機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、物品等の製造又は販売の業種区分の「その他（物品の製造販売）」の認定を受けている者。

3 見 積 書 等

1）様 式 等　見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略できます。また、余白にくじ番号を記載して下さい。

2）提出方法　FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号等は、4)に記載された番号)
なお、FAX(又は電子メール)に拠りがたい場合は、持参又は郵送(簡易書留等配達記録が残る方法に限る。)

3）見 積 書 提出期限　**令 和 8 年 12 月 3 日　11時**　まで

4）提 出 先　独立行政法人水資源機構　筑後川下流総合管理所　経理課
ＦＡＸ　０９４２－２６－１５２５
電子メール　nyukei_chikugokaryu@water.go.jp

5）質 問 書 提出期限　**令 和 8 年 11 月 25 日　11時**　まで
※質問の回答については、翌平日の12:00までにHPに掲載します。

6）見積回数　２回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は、　**令和8年12月4日　11時**　までとします。

7）そ の 他　①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
③以下に示す資料について、別紙「提出資料について」のとおり提出をお願いします。
a)無人航空機の札入機器リスト
b)仕様書上のサイバーセキュリティ・サプライチェーン・リスク等上に関する必要な措置が講じられていることを証明する資料

4 見 積 結 果　　見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合は休日でない直後の日）以降、国からの照会回答を得たのちに、通知します**。

5 そ　の　他

1）契約金額は、見積書に記載された金額に課税対象額の１００分の１０に相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。

2）契約の相手方として決定した場合には、速やかに請書を締結するものとします。

3）請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。

4）最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

無人航空機購入

仕様書

令和８年１１月

独立行政法人水資源機構
筑後川下流総合管理所

第１章 総 則

第１節　適 用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構筑後川下流総合管理所（以下「発注者」という。）が施行する無人航空機購入に適用する。

第２節　納入場所

福岡県久留米市安武町武島1063-2　筑後川下流総合管理所

第３節　納入の内容

本件は、無人航空機一式の購入を行うものである。

(1)無人航空機　一式

第４節　納期等

契約締結日から令和９年３月１５日まで

第５節　納入数量

本件の納入数量は、第２章第１節のとおりとする。

第６節　提出書類

受注者は、次に掲げる図書を作成し、発注者の承諾を得るものとする。

提出図書名	部数	提出期限	摘　　要
機器仕様	１部	契約締結後１０日以内	カタログ等の納入機器の仕様が分かる資料
取扱説明書	各１部	納入時	無人航空機一式、ソフトウェア
その他発注者が指示したもの	必要部数		

第７節　設計変更等

本件の契約後、設計内容に変更が生じた場合、協議の上、設計変更を行うことができるものとする。

第８節　疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

第２章 機器の仕様

第１節　納入機器の数量

１．納入機器の構成

以下の数量を納入するものとする。

番号	名　　称	数量	摘　　要
1	無人航空機（標準セット）	１セット	【標準セット構成（1セット）】 機体本体×１、標準カメラ×１、 プロペラ（ＣＷ×２、ＣＣＷ×２） 送信機※1×１、バッテリー×２ 充電器※2×１、３連充電器×１、 スマートフォン×１
2	プロペラガード	１セット	
3	収納ケース	１個	リュックタイプ

※１…通信用ケーブル（３ｍ）付属

※２…充電用ケーブル（１ｍ）付属

第２節　納入機器の仕様

１．無人航空機（標準セット）

⑴機体本体

全　　長：６５０ｍｍ×５８０ｍｍ以内（アーム展開時。プロペラ含む）

１８０ｍｍ×３８０ｍｍ以内（アーム収納時）

高　　さ：１６０ｍｍ以下（アーム展開時。プロペラ含む）

機体重量：１７２０ｇ（標準カメラ、バッテリー搭載時。最大離陸重量２０００ｇ）

回転翼数：４枚

最大対気速度：１５ｍ／ｓ

最大飛行時間：約２５分（標準カメラ搭載。風速８ｍ／ｓ以下）

保護等級：ＩＰ４３（カメラ、ジンバル、バッテリー搭載時）

ＧＮＳＳ：ＧＰＳ＋ＱＺＳＳ＋ＳＬＡＳ／ＳＢＡＳ

動作環境温度：－２０℃～４０℃

障害物検知：有り（前方、上方、下方）

搭載カメラ：標準カメラをワンタッチで脱着できること

飛行モード：以下の機能を有するモードを手動切り替え出来ること

マニュアル（非ＧＮＳＳ環境下の手動操縦）

ポジション（ＧＮＳＳ環境下の手動操縦）

オート（自動飛行及びソフトウェアからの指示による飛行）

安全機能：電波途絶時に以下の機能を有していること

ゴーホーム機能（離着陸ポイントへの自動帰還）

自動着陸機能（フライト地点直下への自動着陸）

緊急着陸地点着陸機能（設定した緊急着陸地点への移動及び自動着陸）
緊急停止機能（機体異常による暴走時の緊急停止）
ジオフェンス機能（指定した領域への進入防止）

(2)標準送信機

動作周波数：２．４１２～２．４７７ＧＨｚ
最大伝送距離：約４ｋｍ　　※障害物や電波干渉が無い場合
駆動時間：約４時間
充電方式：ＵＳＢ　ＴｙｐｅＣ™（使用中の充電可）
セキュリティ：ＡＥＳ暗号化方式
表示部：有り（液晶。アラート、バッテリー残量、水平／垂直の距離と速度表示など）
動作環境：－２０℃～４０℃
接 続 数：機体本体と最大３台まで接続可
ソフトウェア：専用ＧＣＳアプリと連動出来ること
その他機能：スマートフォン搭載及び接続出来ること（製造元指定機種のみ）

(3)標準カメラ

有効画素数：約２０００万画素（可視）
センササイズ：１ｉｎｃｈ
焦点距離：２８ｍｍ（３５ｍｍ換算）
シャッター方式：メカニカルシャッター式
ズーム機能：デジタルズーム１０倍
静止画撮影方式：ＪＰＥＧ／ＤＮＧ
静止画撮影画質：解像度［２０Ｍ／１５Ｍ／１０Ｍ］
動画撮影方式：ＭＯＶ／Ｈ．２６４
動画撮影画質：４Ｋ／３０ｐ
動画撮影時間：約６０分
記録メディア規格：ＵＨＳスピードクラス［Ｕ３］　ビデオクラス［Ｖ３０以上］
ジンバル機構：３軸（パン、チルト、ロール）
セキュリティ：記録メディアに暗号化したデータを記録可（暗号化有効／無効設定可）
その他機能：露出補正、フォーカスなど
付 属 品：カメラジンバル固定アタッチメント、ｍｉｃｒｏＳＤ（３２ＧＢ）

(4)プロペラ

種類／数量：ＣＷ／２枚　ＣＣＷ／２枚
材　　質：樹脂製

(5)充電器

規　　格：純正バッテリー専用充電器であること
付 属 品：標準送信機充電用ケーブル（１ｍ）

(6)３連充電器

規　　格：（5）充電器と連結が可能であること

(7)バッテリー

規　　格：リチウムイオン（９４Ｗｈ）
表示機能：有り（バッテリー残量表示ＬＥＤ、ステータス表示ＬＥＤ）
その他機能：バッテリマネジメントシステム搭載（自己診断機能、製品寿命予測機能ほか）

(8) スマートフォン
規　　格：（2）標準送信機への設置及び（3）標準カメラの映像受信が可能であること

２．プロペラガード
材　　質：樹脂製
分　　割：４分割
寸　　法：約７００ｍｍ×約６５０ｍｍ程度（機体装着時）

３．収納ケース
タイプ：リュックタイプ（本節１～２に示す機材が収納可能なこと）
規　格：ケース中身は、発泡または硬質ウレタンの緩衝材を用いてあること

第３節　無人航空機のサイバーセキュリティ上の機能に関する事項

以下、無人航空機のサイバーセキュリティの機能に関する①～④の事項について、必要な措置が講じられていること。

①飛行情報の外部漏洩防止に関する事項

・当該無人航空機の飛行情報（緯度経度、高度、速度、時刻、飛行映像、その他飛行又は操縦に関連する情報の一切をいう。なお、飛行中のみならず、着陸後の飛行情報の取扱いについても同じ。）の送信先及び保存先を網羅的に示すとともに、全ての送信先について、通信経路及び送信先における暗号化等の手段により、当該無人航空機及び主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者並びに運行管理システムの運用者を含め、発注者の許可を得ていない者による当該飛行情報の取得が適切に防止されていること。

②撮影記録情報等の外部漏洩防止に関する事項

・撮影記録情報など当該無人航空機が収集する情報の送信先及び保存先を網羅的に示すとともに、全ての送信先について、通信経路及び送信先における暗号化等の手段により、当該無人航空機及び主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者を含め、発注者の許可を得ていない者による当該情報の取得が適切に防止されていること。

③操縦不能や乗っ取り等による業務継続性の逸失防止に関する事項

・当該無人航空機の飛行情報（緯度経度、高度、速度、時刻、飛行映像、その他飛行又は操縦に関連する情報の一切をいう。）の送信先を網羅的に示すとともに、全ての送信先について、通信経路及び送信先における暗号化等の手段により、当該無人航空機及び主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者並びに運行管理システムの運用者を含め、発注者の許可を得ていない者による当該飛行情報の取得が適切に防止されていること。

・ソフトウェアのアップデート等を行う管理権限者が明確であること。

・当該無人航空機及び主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者並びに運行管理システムの運用者を含め、強制着陸、進路変更、飛行禁止区域の設定など、発注者の許可を得ていない者による操縦システムを経由した飛行への介入が適切に防止されていること。

・操縦電波の暗号化等の手段により、第三者によるハッキングなどの飛行への介入を防止するための措置が適切に講じられていること。

④脆弱性に関する事項

・当該無人航空機の製造事業者において、当該無人航空機並びにその部品及びソフトウェアのサイバーセキュリティに係る脆弱性の評価を行い、適切な対策が講じられていること。

また、係る対策の具体的内容を書面等で確認できること。さらに、当該無人航空機のサイバーセキュリティを持続的に確保することを支援するために必要な体制が整備されていること。

第４節　無人航空機及び主要構成要素のサプライチェーン・リスク等に関する事項

以下、無人航空機及び主要構成要素のサプライチェーン・リスク等に関する①～③の事項について、必要な措置が講じられていること。

①　サプライチェーン・リスクに関する事項

・機器及びソフトウェア等の開発や製造過程及びアフターサービスにおいて、情報の窃取・破壊やシステムの停止等の悪意ある機能の組込みや不正な変更が加えられるサプライチェーン・リスクを低減するための体制を確立していること。

・情報システムを構成する要素（ソフトウェア及びハードウェア）に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制が確立していること。また、当該構成管理体制が書類等で確認できること。

②本社等が立地する場所の法的環境等に関する事項

・当該無人航空機及び主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者が、その本社等の立地する場所の法的環境等により、サイバーセキュリティの適切性が影響を受けない理由を示すこと。

③無人航空機の供給安定性に関する事項

・外国からの部品調達など、当該無人航空機又は主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者の供給安定性についてリスクを評価し、それに対する対応方策を示すこと。

第５節　リスクが認められた場合の対応に関する事項

①調達時の対応に関する事項

・調達候補となる無人航空機については、発注者が内閣官房との協議の上、サイバーセキュリティ又はサプライチェーン上のリスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、発注者と迅速かつ密接に連携し、直ちに代替品選定等を行うこと。

・調達候補となる無人航空機について、発注者から求めがあった場合、当該無人航空機を構成する部品及びソフトウェアの詳細に関する情報を提供すること。

②調達後の対応に関する事項

・当該無人航空機又は主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）にサイバーセキュリティ又はサプライチェーン上のリスクが存在すると疑われ、又は発注者から係る指摘を受けた場合、ソフトウェアのソースコードの開示、追跡調査、立入検査等、発注者と迅速かつ密接に連携して原因を調査し、係る欠陥を直ちに排除すること。

第６節　故障時の対応体制

納入した物品に故障等不具合が生じた場合において、速やかに修理等が行える体制を有すること。そのために以下の条件を満足していること。

(1) メンテナンスに関わる拠点を日本国内に有すること。

(2) 連絡を受けてから、２週間以内に技術者を派遣出来る体制にあること。

（但し、年末年始や災害時等特殊な事情がある場合を除く。）

(3) 交換（修理）部品が日本国内で調達出来ること。

第７節　ウイルス対策

受注者は、発注者と履行に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第８節　個人情報の取扱い

①基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15　年5月30日法律第57号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

②秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

③取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

④利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利

用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

⑤複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

⑥再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

⑦事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。

また、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。

なお、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

⑧資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。

ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

第９節　行政情報流出防止対策の強化

受注者は、以下の行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

（関係法令等の遵守）

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

（行政情報の目的外使用の禁止）

受注者は、発注者の許可無く本件の履行に関して取り扱う行政情報を本件の目的以外に使用してはならない。

（社員等に対する指導）

(A) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（ 以下「社員等」という。） に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

(B) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

（契約終了時等における行政情報の返却）

受注者は、本件の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。） については、本件の実施完了後又は本件の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。

本件の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

以　上

別紙

提出資料について

件名：無人航空機購入

見積依頼書のほかに、以下に示す資料のご提出をお願いします。

１．無人航空機の札入機器リストの提出方法等

（１） 提出方法： 電子メール又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出すること。

（２） 提出期間：見積依頼書３の３）に同じ。

（３） 提 出 先：見積依頼書３の４）に同じ。

（４） 無人航空機の札入機器リストは、別添の様式１により作成すること。

（５） 無人航空機の札入機器リストの作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（６） 提出された無人航空機の札入機器リストは、競争参加資格等の確認以外に提出者に無断で使用しない。

（７） 受け付けた無人航空機の札入機器リストは、返却しない。

（８） 提出期限以降における無人航空機の札入機器リストの差替え及び再提出は認めない。
ただし、機構から求められる不足書面の補充及び軽微な記載の加筆修正は、この限りではない。

（９） 政府機関等による無人航空機の札入機器リストの確認結果の通知は、契約の相手方として決定した者のみに、国からの照会回答を得たのち、見積結果とあわせて、電子メール又はＦＡＸにより通知する。
ただし、当該照会回答が不合格となった場合は、次順位の者を対象として同様の手続きを順次繰り返す。

２． 仕様書上のサイバーセキュリティ・サプライチェーン・リスク等上に関する必要な措置が講じられていることを証明する資料の提出方法等

（１） 提出方法： 電子メール又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出すること。

（２） 提出内容： 仕様書上のサイバーセキュリティ・サプライチェーン・リスク等上に関する必要な措置が講じられていることを証明する資料（以下「証明書類」という。）は、仕様書第２章第３節無人航空機のサイバーセキュリティ上の機能に関する事項及び第４節無人航空機及び主要構成要素のサプライチェーン・リスク等に関する事項とする。

（３） 提出期間： 見積依頼書３の３）に同じ。

（４） 提 出 先： 見積依頼書３の４）に同じ。

（５） 証明書類の様式は、任意様式とする。

（６） 証明書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（７） 提出された証明書類は、競争参加資格等の確認以外に提出者に無断で使用しない。

（８） 受け付けた証明書類は、返却しない。

（９） 提出期限以降における証明書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、機構から求められる不足書面の補充及び軽微な記載の加筆修正は、この限りではない。

以上

請　　書

1　品　　名　無人航空機

2　規格・寸法　別添仕様書のとおり

3　数　　量　無人航空機　一式

4　契 約 金 額　　￥
　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　）

5　納 入 場 所　福岡県久留米市安武町武島1063-2　筑後川下流総合管理所

6　納　　期　　令和９年３月１５日

上記の物品納入については、別添の条項を承諾のうえ確実に履行いたします。

令和　　年　　月　　日

受　注　者

独立行政法人水資源機構分任契約職
　筑後川下流総合管理所長　殿

内 訳 明 細 書

品名	規格・寸法	数量	単価	金額	摘要
合計					

契　約　条　項

第１条　受注者は、表記の事項に基づき物品を納入しなければならない。

第２条　受注者は、物品を納入するときは、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）に納品書を提出しなければならない。

２　発注者は、納品書を受け取ったときは、１４日以内に検査を行なうものとする。

３　受注者は、検査の結果不合格となった物品については、これを取り替えて再検査を受けなければならない。

第３条　物品の所有権は、前条の検査に合格したときに発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の滅失き損はすべて受注者負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

第４条　発注者は、適正な支払請求書を受け取った日から２０日以内に請求代金を支払うものとする。

第５条　受注者は、その責めに帰すべき事由により表記の納期までに物品を納入することができないときは、遅滞日数に応じ未納部分に対する契約代金相当額に対して国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号。以下「債権管理法施行令」という。）第２９条第１項の規定により定められた率を乗じて計算した額を遅延利息として支払わなければならない。

２　発注者の責に帰すべき事由により、契約代金の支払いが遅滞したときは、受注者は、遅滞日数に応じこの契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条第１項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として請求することができる。

第６条　発注者の責めに帰すべき事由により、本契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第７条　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に

基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の１０分の１に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第２９条第１項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第８条　受注者は、次の各号のいずれかに該当したためにこの契約を解除されたときは、契約金額の１０パーセントに相当する額を違約金として納付しなければならない。

一　受注者の責めに帰すべき事由により、表記の納期までに又は期限後相当期間内に契約を

履行する見込がないと明らかに認められるとき。

二　受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

三　受注者が、正当な事由なく契約の解除を申し出又はこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき。

（専属的合意管轄）

第９条　発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔久留米〕簡易裁判所又は〔福岡〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第１０条　この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については発注者と受注者とが協議して定める。

別　　添

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

１．くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

２．くじ用数値について

１）「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「０：ゼロ」から「９９９」の３桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「０：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

２）「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例）

くじ用数値
1　2　3

※数字は、明確に記載してください。

３．くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信していただいた順に、「０：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

例）　・同価格者が２者の場合、見積書の送信順に「０:ゼロ」、「１」
　　・同価格者が３者の場合、見積書の送信順に「０:ゼロ」、「１」、「２」

４．具体的な決定方法について

例）　・同価格者が２者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組　が契約の相手方となる。

例）　・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業　が契約の相手方となる。

令和　　年　　月　　日

独立行政法人水資源機構分任契約職
　筑後川下流総合管理所長　北村　達也　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年11月19日に交付された無人航空機購入の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名 ：

担　当　者 ：

電 話 番 号 ：

ＦＡＸ番号 ：

電子メール ：

◆くじ用数値

「くじ用数値を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧下さい。